

豊川市 緑化推進事業補助制度

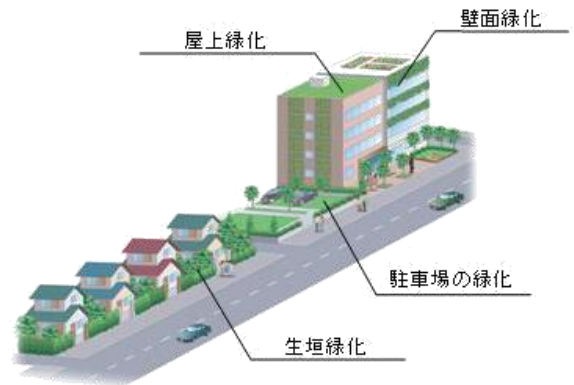
1 補助対象

豊川市内の市街化区域内及び市街化調整区域の既存集落内で民有地緑化を行うもの

2 補助対象規模

緑化対象面積※1が50㎡以上であること
生垣の延長が15m以上であること

※1) 緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則
第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化
施設の面積の算出方法を準用する。



愛知県 HP「あいち森と緑づくり事業」より引用

3 受付期間

令和5年4月17日(月)から
(予算限度に達し次第、令和5年度分の受付は終了します。)

4 補助対象内容

- 市の定めた評価基準を満たし、年度内の3月10日までに完了する着手前の緑化工事
(屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置)
- 対象費用は、「植栽、植栽基盤(土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む)、灌水施設に係る費用、表示板の設置に係る費用」とする。

5 対象条件(評価基準)

屋上緑化・壁面緑化: 項目④を除き、少なくとも1つ該当すること。

空地緑化・駐車場緑化: 少なくとも2つ該当すること。

屋上緑化	① 緑化施設が一般に開放されていること。
壁面緑化	② 緑化施設が公道に接していること、または緑化施設が接道から60%以上見ることができること。
空地緑化	③ 管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
駐車場緑化	④ 高中木による植栽の面積が、緑化面積の25%以上あること。

生垣設置: 各項目全てに該当すること。

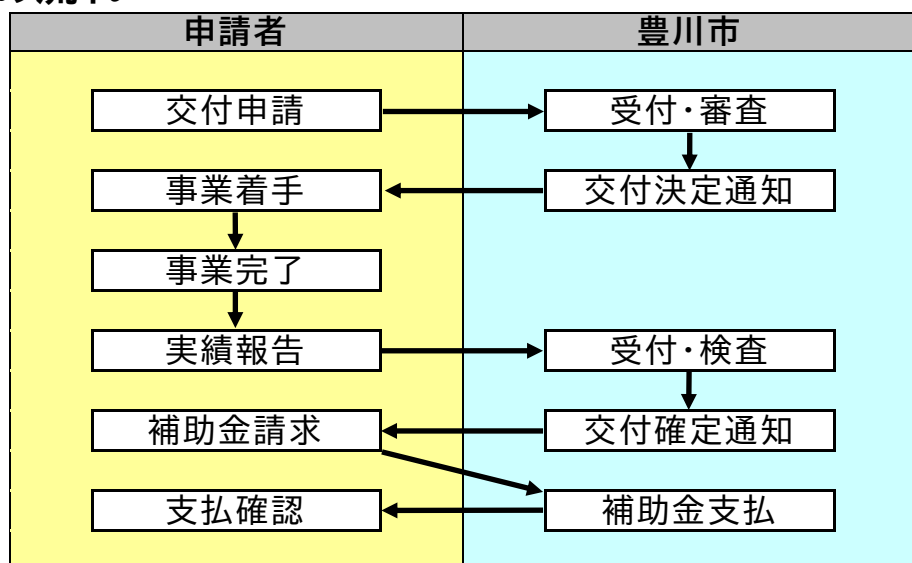
生垣設置	① 植栽の延長の10%以上かつ3m以上公道に面していること。
	② 1メートル当たり2本以上植栽していること。
	③ 植栽の樹高が0.6m以上であること。

6 補助金交付額

10万円 ≤ 助成金交付額 ≤ 500万円、交付率 1/2 以内
生垣設置の場合は、3万円を最低限度額とする。

項目	1㎡あたりの限度額	備考
屋上緑化、壁面緑化	3万円/㎡まで	※樹高 4.0m以上の樹木単価は 15万円/本、樹高 4.0m未満の樹木単価は 6万円/本を上限とします。
空地緑化	1万5千円/㎡まで	
駐車場緑化	2万円/㎡まで	
生垣設置	5千円/mまで	

7 補助の流れ



変更・中止等する場合は、市役所へ別途申請が必要です。

8 留意事項

- 消費税法に規定する課税仕入れを行うことができる申請者は、消費税額等を交付対象経費とすることはできません。
- 緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- 宗教的又は、政治的宣伝意図を有する事業には、助成できません。
- 管理放棄や撤去などを行った場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- 申請する際は、関係法令等を遵守した上で行ってください。
- **この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。**
- その他、不明な点は公園緑地課までお問合わせください。

【問合せ先】 豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市役所 都市整備部公園緑地課 公園管理係

電話番号:0533-89-2176 FAX:0533-89-2171

Eメール:koen@city.toyokawa.lg.jp

事業の申請をする前に、公園緑地課へご相談ください。